

議案第 5 号

寒川町情報公開条例の一部改正について

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 25 日提出

3月23日原案可決

寒川町長 山 上 貞 夫

提案理由

寒川町情報公開審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則規定を追加する等の条文の整備を図るため提案する。

上記は原本と相違ない

平成 22 年 3 月 23 日

高座郡寒川町議会議長 古山大二



寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 雑則(第27条～第33条)</p> <p>附則</p> <p>～略～</p> <p>(審査会の権限等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人_____</p> <p>_____</p> <p>__又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>6 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 雑則(第27条～第33条)</p> <p>第7章 罰則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>～略～</p> <p>(審査会の権限等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>情報公開に関する事項であつて、審査を通じて、意見を述べる必要があると認めた事項</u></p> <p>(2) <u>審査に関する事項</u></p> <p>7 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 <u>審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する情報公開に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。</u></p>

<p><u>(加える)</u></p> <p>～略～</p> <p><u>(加える)</u></p> <p><u>(加える)</u></p>	<p><u>3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。</u></p> <p>～略～</p> <p><u>第7章 罰則</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第34条 第17条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第33条の次に章名及び1条を加える改正規定は、平成22年7月1日から施行する。</u></p>
--	--